

エコアクション21
環境経営レポート

2021年10月～2022年9月

有限会社 横井金属

発行日：2022年11月30日
改定日：2023年7月20日

目 次

1. 会社概要	1
2. 対象範囲・対象期間	6
3. 環境経営方針	7
4. 組織図	8
5. 廃棄物処理工程図	9
6. 環境経営目標と実績	10
7. 環境経営計画	11
8. 環境経営計画の取組結果及び評価と次年度の取組	11
9. 環境関連法規等の遵守状況確認及び評価の結果並びに違反訴訟等の有無	12
10. 代表者による全体評価と見直し・指示	13

1. 会社概要

- ・社名及び代表者氏名

有限会社 横井金属

代表取締役 横井 則文

- ・所在地

本社 愛知県岩倉市鈴井町観音寺8番地の1

中間処理施設 愛知県海部郡飛島村木場二丁目83番・84番

- ・設立 平成6年10月13日

- ・資本金 300万円

- ・売上高 1,636百万円(2021年10月～2022年9月)

- ・従業員数 21名

- ・事業年度 10月1日～9月30日

- ・環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者(取締役) 横井 勝紀

Tel 0567-55-2160

Fax 0567-55-2167

e-mail masaki.y@yokoi-kinzoku.jp

- ・事業内容

産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物処分業(中間処分:圧縮・選別)

金属くずの売買

- ・産業廃棄物等処理量の実績

収集運搬 14,891t(2021年10月～2022年9月)

処分 28,719t(2021年10月～2022年9月)

再生資源 970t(2021年10月～2022年9月)

- ・許可一覧

産業廃棄物収集運搬業

区域	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
愛知県	第02310025786号	令和元年12月7日	令和6年12月6日
岐阜県	第02100025786号	令和元年8月30日	令和6年3月6日
三重県	第02400025786号	令和3年10月26日	令和8年8月7日
滋賀県	第02501025786号	令和元年5月22日	令和6年5月21日
静岡県	第02201025786号	令和元年7月8日	令和6年7月7日
福井県	第01801025786号	令和2年9月14日	令和7年9月13日
石川県	第01700025786号	令和2年10月5日	令和7年10月4日
神奈川県	第01400025786号	令和2年11月25日	令和7年11月24日
山梨県	第01900025786号	令和2年12月22日	令和7年12月21日
長野県	第02009025786号	令和2年12月23日	令和7年12月22日
大分県	第04402025786号	令和3年5月11日	令和8年5月10日
福岡県	第04000025786号	令和3年6月10日	令和8年6月9日
大阪府	第02700025786号	令和3年6月23日	令和8年6月22日
京都府	第02600025786号	令和3年7月5日	令和8年7月4日
兵庫県	第02803025786号	令和3年7月7日	令和8年7月6日
富山県	第01603025786号	令和3年8月2日	令和8年8月1日
島根県	第03200025786号	令和3年8月26日	令和8年8月25日
山口県	第03500025786号	令和4年2月24日	令和9年2月23日

産業廃棄物処分業

区域	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
愛知県	第 02320025786 号	令和5年2月21日	令和 11 年 12 月 23 日

*優良

・許可内容

収集運搬業

愛知県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ダスト類(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 15 品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え、保管を含む。)

廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 3 品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

積替え又は保管を行う場所の所在地 海部郡飛島村木場二丁目 84 番、面積 1,564.02 m²(保管面積 9 m²)、種類 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、保管上限 22.50 m³、高さ 該当なし

岐阜県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く)

上記6品目は、石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類

上記3品目は、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

以上 13 種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

三重県

(積替え・保管を除く。)

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 13 種類

滋賀県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鉛さい、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)

以上 16 種類

静岡県

(積替え・保管を除く。)

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等及び水

銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉛さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。) 以上16品目

福井県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鉛さい、がれき類、ばいじん
以上16種類
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)(自動車等破砕物を除く)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

石川県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等であるものを含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等であるものを含む。)、廃油、廃酸(*1)、廃アルカリ(*1)、廃プラスチック類(*2)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*2)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*2)、鉛さい(水銀含有ばいじん等であるものを含む。)、がれき類、ばいじん(水銀含有ばいじん等であるものを含む。)
(*1 水銀含有ばいじん等であるものを除く。) (*2 荧光管にあっては、水銀使用製品産業廃棄物であるのを含む。自動車等破砕物であるのを除く。)これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
以上16種類

神奈川県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻(*3)、汚泥(*3)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*1*2)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*2)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(*1*2)、鉛さい(*3)、がれき類(*1)、ばいじん(*3) (*1 石綿含有産業廃棄物を含む。)(*2 水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(*3 水銀含有ばいじん等を含む。)
以上16種類

山梨県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉛さい、がれき類、ばいじん ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。上記のものはいずれも特別管理産業廃棄物であるのを除く。
以上16種類

長野県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉛さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。)以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
以上16種類

大分県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻、汚泥(有機汚泥、無機汚泥を含む)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(廃プリント配線板、廃容器包装を含み自動車等破砕物を含まない)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉄製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み自動車等破砕物を含まない)、ガラスくず等(廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含み自動車等破砕物を含まない)、鉛さい、がれき類、ばいじん (ただし、特別管理産業廃棄物であるのを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含む: 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等)
以上16種類

福岡県

(積替え・保管を除く。)

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、かれき類、ばいじん(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、かれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。)(金属くず、ガラスくず等については水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては水銀含有ばいじん等を含む。) 以上16品目

大阪府

(積替え・保管を除く。)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、かれき類、ばいじん(石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。) 以上16種類

京都府

(積替え・保管を除く。)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、かれき類、ばいじん(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。) 以上16種類

兵庫県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、かれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。) 上記については水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上16種類

富山県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、かれき類、ばいじん(これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上16種類

島根県

(積替え・保管を除く。)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、かれき類、ばいじん(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上16種類

山口県

(積替え・保管を除く。)

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(かれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、かれき類、ばいじん(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上16種類

処分業

愛知県

(事業の区分)

中間処分(圧縮・選別)

(産業廃棄物の種類)

圧縮 廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、

圧縮 廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (グラスウールに限る。) 以上6品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

選別 廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上7品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(圧縮施設)

設置場所 海崎隅原島村木場2丁目84番

設置年月日 令和2年7月31日

処理能力 廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

1005.6t/日(125.7t/時間)

紙くず 977.6t/日(122.2t/時間)

木くず 1043.2t/日(130.4t/時間)

繊維くず 260.8t/日(32.6t/時間)

金属くず(自動車等破砕物を除く) 1760.8t/日(220.1t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (グラスウールに限る。) 147.2t/日(18.4t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(圧縮施設)

設置場所 海崎隅原島村木場2丁目83番

設置年月日 令和3年4月26日

処理能力 廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

1005.6t/日(125.7t/時間)

紙くず 977.6t/日(122.2t/時間)

木くず 1043.2t/日(130.4t/時間)

繊維くず 260.8t/日(32.6t/時間)

金属くず(自動車等破砕物を除く) 1760.8t/日(220.1t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (グラスウールに限る。) 147.2t/日(18.4t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(選別施設)

設置場所 海崎隅原島村木場2丁目84番

設置年月日 平成14年6月15日

処理能力 廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 300.96 m³/日(37.62 m³/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

建設業

許可番号 愛知県知事 許可(般-4)第77658号

許可年月日 令和4年9月14日

許可の有効期限 令和9年9月13日

建設業の種類 解体工事業

(* 対象期間中は実績なし)

・保有施設

【車両】

脱着装置付コンテナ専用車	8台
キャブオーバー	7台
トラック	2台
塵芥車	1台
コンテナトレーラ	7台
セミトレーラ	12台
フォークリフト	4台
重機	5台

【施設設備】

選別ライン	1基
エプロンコンベア(11kW)、磁選機コンベア(2.2kW)、電磁式吊下げ磁選機(2.2kW)、トロンメル(15kW)、手選別コンベア(7.5kW)、永磁式吊下げ磁選機(1.5kW) 送風機(3.7kW)	
圧縮機(ラージペール；114.425kW)	2台
小型圧縮機(圧力開閉器式；7.5kW)	1台

2. 対象範囲・対象期間

対象範囲：全組織（本社、中間処理施設）

活動：前記の事業内容

対象期間：2021年10月～2022年9月

3. 環境経営方針

『環境理念』

有限会社横井金属は、平成14年12月に産業廃棄物の中間処分業の許可を取得して以来、多種多様な建設系産業廃棄物を処理してまいりました。

当社では廃棄物を『ごみ』ではなく『資源』であると捉え、これまでの経験を生かし中間処理の選別や圧縮の技術力をさらに高めて廃棄物を可能な限り再資源化することにより持続可能な循環型社会の形成と維持を目指します。

また自らの事業活動自体が環境に与える影響を各従業員が自覚し、環境負荷を低減するよう業務改善に努めて地球環境に配慮し地球温暖化防止に貢献していきます。

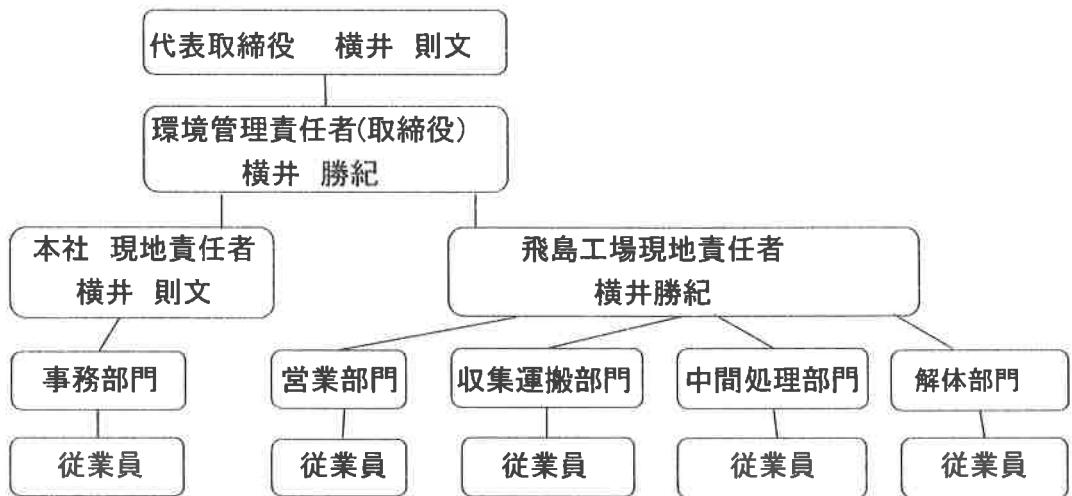
『環境活動の基本方針』

1. 循環型社会形成・環境保全への貢献を目指すにあたり、環境目標及び活動計画として下記の重点項目を設定し、定期的な見直しを行うことによって継続的な環境改善活動を行います。
 - ① 受託した産業廃棄物のリサイクル率向上を図ります。
 - ② 電気・化石燃料の使用量を抑制し、二酸化炭素排出量を削減します。
 - ③ 水の使用量を削減します。
 - ④ 一般廃棄物の排出を削減します。
2. 環境関連法規、条例等、その他環境関連要求事項を遵守します。
3. 全従業員に、この環境方針を周知し環境活動に取り組みます。

制定日：2020年10月1日

有限会社 横井金属
代表取締役 横井 則文

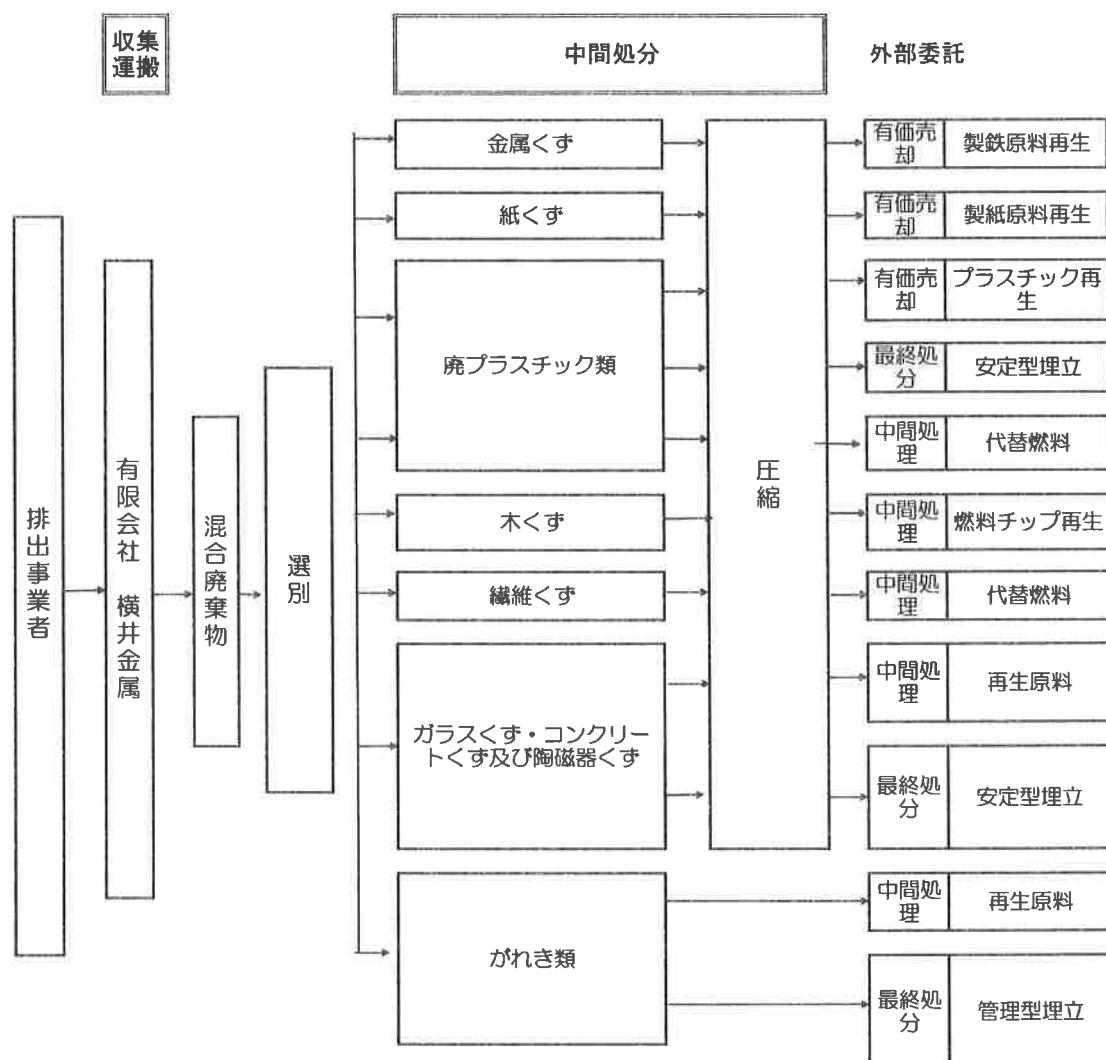
4. 組織図



役割

代表取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営の統括責任者 ・環境経営方針の策定・見直し ・環境経営目標及び環境経営計画の承認 ・環境管理責任者の任命 ・環境活動レポートの承認 ・環境経営システム全体の評価及び見直し
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築、実施、管理の責任者 ・環境活動レポートの作成責任者 ・環境経営目標・計画の作成責任者 ・外部からのクレーム対応
現地責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営方針の周知、従業員に対する教育訓練の実施 ・環境経営目標達成に向けた取組実施 ・環境関連法規等遵守の取組 ・緊急事態対応試行訓練の実施・記録 ・問題点の是正・予防
各部門	<ul style="list-style-type: none"> ・データの管理・収集・整理 ・進捗状況の把握
従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針の理解と環境への取組の重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

5. 廃棄物処理工程図



6.環境経営目標と実績

環境経営目標(年度:10月～9月)

項目	単位	基準	短・中期目標		
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		10月～9月	10月～9月	10月～9月	10月～9月
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	673,767	545,976	540,902	535,383
	削減率%		1.0	2.0	3.0
電力使用量の削減	kWh	196,541	194,576	192,610	190,645
	削減率%		1.0	2.0	3.0
軽油使用量の削減	ℓ	228,111	225,830	223,549	221,268
	削減率%		1.0	2.0	3.0
ガソリン使用量の削減	ℓ	653	1,293	1,280	1,267
	削減率%		1.0(*)	2.0	3.0
水使用量の削減	ℓ	1,671	1,654	1,638	1,621
	削減率%		1.0	2.0	3.0
一般廃棄物の削減	kg	2,246	2,224	2,201	2,179
	削減率%		1.0	2.0	3.0
中間処理再資源化量の向上	t	7,971	8,051	8,130	8,210
	向上率%		1.0	2.0	3.0

・PRTR法に該当する化学物質の使用はありません。

・電力使用量のCO₂換算係数は中部電力ミライズ(株)調整後排出係数0.426kg-CO₂/kwh(2019年度)を使用しました。

(*)ガソリンについては2020年4月からの使用であり、目標としては月割りにしてから1年分を計算しそれ1%の削減を目標としました。

環境経営目標と実績

項目	単位	基準	目標	実績	達成率（目標/実績）*100	評価
		2020年度	2021年度			
		10月～9月	10月～9月			
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	673,767	545,976	876,401		×
	kWh		194,576	171,515	113%	
電力使用量の削減	ℓ	228,111	225,830	310,457	73%	×
	ガソリン使用量の削減		653	1,300	1,015	
水使用量の削減	ℓ	1,671	1,654	570	290%	○
	一般廃棄物の削減		2,281	2,185		
中間処理再資源化量の向上	kg	2,246	2,281	2,185	104%	○
	t		7,971	8,051		
					121% (実績/目標)*100	

7. 環境経営計画

取組項目	具体的な取組内容	取組者
二酸化炭素排出量の削減		
電力使用量の削減	事務室、工場などの照明は、昼休み、残業時など、不必要な時は消灯	全員
	パソコン、コピー機などのOA機器は、省電力設定	全員
	夜間、休日は、パソコン、プリンターなどの主電源OFF	全員
	空調の適温化（冷房28°C程度、暖房20°C程度）を徹底	全員
	使用していない部屋の空調を停止	全員
軽油使用量の削減	車両及び重機の定期整備の着実な実施	運転手、作業員
	エコドライブなど運転方法の配慮（急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジン停止など）の励行	運転手、作業員
	輸送経路・時間の計画化・短縮化を図る	運転手、作業員
ガソリン使用量の削減	公共交通機関の使用の推奨	営業部門従業員
水使用量の削減		
	節水呼びかけ、提示、励行	全員
	洗車は必要最小限として、洗車時は節水に努める	運転手、作業員
	水道配管からの漏水を定期的に点検	全員
中間処理再資源化量の向上		
	排出事業者の一次選別依頼	現地責任者
	混合廃棄物の選別の細分化	現地責任者

8. 環境経営計画の取組結果とその評価及び次年度の取組

取組項目	具体的な取組内容	取組結果とその評価及び次年度の取組
二酸化炭素排出量の削減		
電力使用量の削減	事務室、工場などの照明は、昼休み、残業時など、不必要な時は消灯	不要な時の消灯、パソコン・コピー機の省電力設定、空調の適温化等、積極的な取り組みが出来たので113%の達成率となった。次年度以降にも継続していく。
	パソコン、コピー機などのOA機器は、省電力設定	
	夜間、休日は、パソコン、プリンターなどの主電源OFF	
	空調の適温化（冷房28°C程度、暖房20°C程度）を徹底	
	使用していない部屋の空調を停止	
軽油使用量の削減	車両及び重機の定期整備の着実な実施	エコドライブやアイドリングストップに努めたが、取引量が増え、遠方便を外注にする予定が遅れ、自社便のままだったため残念ながら使用量は増加して達成率は低かった。次年度は外注便にする予定を速やかに実行する。
	エコドライブなど運転方法の配慮（急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジン停止など）の励行	
	輸送経路・時間の計画化・短縮化を図る	
ガソリン使用量の削減	公共交通機関の使用の推奨	営業活動で遠方への移動をする場合は公共交通機関を使用するようにして達成できた。
水使用量の削減		
	節水呼びかけ、提示、励行	節水に取り組み、必要最小限の洗車に努めたので、達成することができた。
	洗車は必要最小限として、洗車時は節水に努める	
	水道配管からの漏水を定期的に点検	
中間処理再資源化量の向上		
	排出事業者の一次選別依頼	弊社での中間処理後の産業廃棄物を再度中間処理に委託して再資源化に回す流れが出来上がり、目標の達成ができた。今後、選別の細分化により再資源化率をさらにあげていきたい。
	再資源化業者との提携	
	混合廃棄物の選別の細分化	

9. 環境関連法規等の遵守状況確認及び評価の結果並びに違反訴訟等の有無

法規制等の名称	該当する要求事項 (対応すべき事項)	(法律、規則、施行令等)	判定
廃棄物処理及び清掃に関する法律	(産廃) 収集運搬・中間処理許可証	法14条	○
	(産廃) マニフェスト(紙)の交付を受けずに産廃の引渡しの受託の禁止	法12条の4	○
	(産廃) 収集運搬時マニフェスト・許可書の携帯	則7条の2	○
	積替え保管基準の遵守	令6条1項	○
	・委託基準：産廃収集運搬・処分業者の許可の確認、契約	法12条5項、法12条6項、令6条の2、則8条の2の8、則8条の3、8条の4～8条の4の4	○
	・保管基準	法12条2項 則8条	○
	・マニフェスト交付	法12条の3第1～2項、第6～8項、則8条の19、則8条の21の2、則8条の26～29	○
	・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	法12条の3第7項、則8条の27	○
騒音規制法	・特定施設の事前届出	法6条	○
振動規制法	・特定施設の事前届出	法6条	○
浄化槽法	・保守点検	則5条	○
	・定期水質検査	法11条	○
大気汚染防止法	・粉じん発生施設の届出	法18条	○
自動車NOx・PM法	・対策地区内で排気ガス規制に適合した自動車の使用	法4条、令4条、則3条、則4条	○
消防法	・指定可燃物の扱い	海部南部火災予防条例：指定可燃物の指定数量の5倍以上の届出	○
フロン排出抑制法	・簡易点検(3月に1回)	第1種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項 H26経産・環境省告示第13号	○

環境関連法規に対する遵守状況は、確認・調査したところ、違反なくすべて適合しております。
また訴訟・関係当局より違反等の指摘は、過去3年間ありませんでした。

作成評価日：2022年11月10日
作成および遵守評価者：横井勝紀

10. 代表者による全体の評価と見直し・指示

全体評価

弊社事業が順調に拡大する中で、環境への意識向上を会社全体として取組み、環境経営への更なる推進をおこなっています。

電力使用量と水道使用量、ガソリン使用量は適切に達成されました。

今後も維持、さらなる削減を目指し、取り組みを進めてください。

見直し

軽油使用量については、達成できませんでした。

事業の拡大による車両増加と軽油使用量の相関により、計画の見直しを行なってください。全社員が自覚しながら行動してください。

環境経営方針 変更なし 変更あり

環境経営目標・計画 変更なし 変更あり

実施体制 変更なし 変更あり

2022年11月10日

代表取締役 横井則文